

～設備投資をサポートします！～

設備貸与制度のご案内

機械設備の導入資金は設備貸与制度が安心有利です！

○長期固定金利で企業の設備投資を支援します。

○信用保証協会の保証は不要です。

○連帯保証人は原則代表者1名です。

はじめに

設備貸与制度は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」（昭和31年法律第115号）に基づく公的制度で、県内の小規模企業者又は創業者の皆様が、経営基盤の強化を図るために必要とする機械・設備を希望するメーカーまたはディーラーから当センターが代わって購入し、長期かつ低利で貸与するものです。

また、貸与の方法には、償還完了後に所有権を譲渡する割賦販売と期間を定めて賃貸するリースがあります。

平成25年4月

公益財団法人千葉県産業振興センター